

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 9

処 分 名	駐車料金の減免	
処 分 の 概 要	自転車等駐車場の利用料金の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市自転車等の駐車対策に関する条例(平成7年条例第15号)	
条 項	第22条	
所 管 課	都市生活サービス課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標準処理期間	計	即日
判断基準	松山市自転車等の駐車対策に関する条例施行規則第25条を基準とする。	
<p>【根拠法令等】 松山市自転車等の駐車対策に関する条例</p> <p>第22条 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>松山市自転車等の駐車対策に関する条例施行規則</p> <p>第25条 条例第22条の規定により駐車料金を減額又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者が利用する場合 全額 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合 全額 (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が利用する場合 全額 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合 全額 (5) その他自然災害のり災者等市長が特に必要があると認める者が利用する場合 市長が必要と認める額</p> <p>2 前項の規定により駐車料金の減免を受けようとする者は、駐車料金減免申請書(様式第13号)に前項各号に掲げる事項を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、一時利用に係る駐車料金の減免については、当該事項を証明する書類の提示をもって足りるものとする。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

